

〔別 紙〕

様式1

事 業 報 告 書
(自 令和5年7月1日 至 令和6年6月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 芝蘭会

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 岐阜県岐阜市鷺山 1768 番地 580

(3) 設立認可年月日 平成27年3月 6日

(4) 設立登記年月日 平成27年3月 17日

(5) 役員

	氏 名	備 考
理 事 長	川上 太郎	たろう整形外科管理者
理 事	川上 具子	
同	藤根 文子	
監 事	松浦 正吉	

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	たろう整形外科	2110111941	岐阜県岐阜市鷺山 1768 番地 580	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]

(2) 附帯業務

種類又は事業名	実施場所	備 考
通所リハビリテーション	岐阜県岐阜市鷺山 1768 番地 580	
居宅介護支援	岐阜県岐阜市鷺山 1768 番地 580	

(3) 収益業務 なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5 年 8 月 28 日 令和 4 年度決算の決定

令和 6 年 6 月 20 日 令和 6 年度の事業計画及び収支予算の決定

様式26-3

法人名 医療法人 芝蘭会
 所在地 岐阜市鷺山1768番地580

※医療法人整理番号

財産目録
 (令和6年6月30日現在)

1. 資産額	108,646 千円
2. 負債額	60,279 千円
3. 純資産額	48,367 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	65,910
B 固定資産	42,736
C 資産合計 (A+B)	108,646
D 負債合計	60,279
E 純資産 (C-D)	48,367

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建物 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式26-1-2（新法：診療所を開設する医療法人）

法人名 医療法人 芝蘭会
 所在地 岐阜市鷺山1768番地580

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和6年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	65,910	I 流動負債	22,754
II 固定資産	42,736	II 固定負債	37,525
1 有形固定資産	42,566	負債合計	60,279
2 無形固定資産	38	純資産の部	
3 その他の資産	132	科目	金額
		I 資本剰余金	0
		II 利益剰余金	45,860
		1 代替基金	21,000
		2 その他利益剰余金	24,860
		III 評価・換算差額等	0
		IV 基本金	2,506
		純資産合計	48,367
資産合計	108,646	負債・純資産合計	108,646

様式26-2-2（診療所を開設する医療法人）

法人名 医療法人 芝蘭会
 所在地 岐阜市鷺山1768番地580

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和5年7月1日 至 令和6年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本來業務事業損益	
1 事 業 収 益	142,434
2 事 業 費 用	138,788
本來業務事業利益	3,645
B 附帶業務事業損益	
1 事 業 収 益	14,633
2 事 業 費 用	14,259
附帶業務事業利益	374
事 業 利 益	4,020
II 事 業 外 収 益	2,568
III 事 業 外 費 用	343
経 常 利 益	6,245
IV 特 別 利 益	369
V 特 別 損 失	1,341
税 引 前 当 期 純 利 益	5,272
法 人 税 等	1,020
当 期 純 利 益	4,252

監事監査報告書

医療法人 芝蘭会
理事長 川上 太郎 殿

私は、医療法人芝蘭会の令和5会計年度（令和5年7月1日から令和6年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年8月22日
医療法人 芝蘭会
監事 松浦 正吉